

各種保守点検管理業務仕様書

- 1 貯水槽清掃業務
- 2 消火設備点検業務
- 3 簡易専用水道施設検査業務
- 4 自動火災報知設備等保守業務
- 5 職員公舎点検業務
- 6 温水ボイラー等定期点検整備業務
- 7 空調設備定期点検整備業務
- 8 空調自動制御設備定期点検整備業務
- 9 機械警備業務

1 貯水槽清掃業務仕様書

- 1 本仕様書は、貯水槽清掃業務に適用する。
- 2 清掃業務の実施場所は、次のとおり。
知事公館 盛岡市東中野町26-30
- 3 清掃の対象となる水槽の構造及び規模は以下のとおり。

設置建物	水槽名	構造	規模	設置場所
知事公館	地上式受水槽	F R P	4.00 m ³	機械室前

- 4 給水施設の構造、設備の状態は、図面等による推定に頼らず、配管、電源等事前に現場で確認すること。また、各種機器の作動状態を点検、作業場所の安全確認及び危険防止のための措置を講ずること。
- 5 水槽の清掃作業は、庁舎の業務に支障のないよう担当者と十分打合せのうえ、次の要領により実施すること。
 - (1) 水槽の清掃作業前に、水槽外面及びマンホール周囲を清掃すること。
 - (2) 清掃作業は、健康な作業員が実施すること。
 - (3) 清掃作業には、貯水槽清掃専用の作業着及び作業用具を使用することとし、事前に十分消毒するものとする。
 - (4) 作業員の安全対策には、万全の措置を講ずること。
 - (5) 作業は、次に示す順に実施するものとする。
 - ア 槽内残水排水（放流先を確認し、適切な排水をすること。）
 - イ 周壁、底部、揚水ポンプ及びパイプの洗浄並びに排水
 - ウ 槽内消毒
 - エ 再洗浄及び排水
 - オ 槽内再消毒
 - カ 水張り及び残留塩素測定
- 6 別紙1に示す機器類の運転状態を点検し、その結果を記入して提出するものとする。本仕様書で特記するもの以外の故障機器等の取替え及び修理は、本業務に含まないものとする。
- 7 作業完了後は、担当者立会のもとに水質検査（残留塩素測定）を実施すること。この水質検査の結果、不適合となった場合には再度貯水槽の清掃を実施し、水質検査の再検査を実施するものとし、水質検査に適合するまでこの作業を繰り返すものとする。
- 8 作業者は、次に掲げる事項に十分留意して作業を実施するものとする。
 - (1) 作業の日時、工程等は、あらかじめ担当者に打診し、双方協議のうえ決定し、作業実施前に作業工程表を提出するものとする。
 - (2) 作業を実施する際には、建物及び各種設備に損害を与えないよう十分留意すること。
 - (3) 作業中水槽に亀裂、その他の異常を発見した場合は、直ちに担当者へ報告すること。

- (4) 作業監督者には、法令で定める有資格者をあてるとともに、その資格証明書の写しを提出すること。また、作業従事者についても法令に基づく研修を受けている者をあて、その作業員名簿及び資格証明書を提出すること。
- (5) 作業実施前に作業者の健康診断を実施し、その診断書の写しを提出すること。
- (6) 作業中は、指定した場所以外では、喫煙及び火気を使用しないこと。

9 報告書の提出

清掃作業終了後、清掃点検結果報告書2部及び清掃前後の写真1部を作成し、担当者へ提出すること。

別紙 1

公舎名 _____

機 器 名 称	判 定	備 考
内部ステー	良・否	
マンホールカバー	良・否	
定水位弁	良・否	
ボールタップ	良・否	
満水警報装置	良・否	
減水警報装置	良・否	
揚水ポンプ	良・否	
排水ポンプ	良・否	
フート弁	良・否	
エアー抜き弁	良・否	
各種弁・バルブ類	良・否	
オーバーフロー管	良・否	
フロートスイッチ	良・否	
電極棒	良・否	
電気配線	良・否	
自動運転装置	良・否	

※1 判定の欄には、良・否のいずれかに○印をつけること。

2 備考欄には、判定欄が否の場合に機器の状態等について、詳細に記入すること。

2 消火設備点検業務仕様書

- 1 本仕様書は、知事公舎等の消火設備点検整備に適用する。
- 2 業務を実施する施設及び所在地は、別紙のとおり。
- 3 点検業務の実施にあたっては、「消防法」、「同法施行令」、「同法施行規則」及びこれに基づく告示等に準拠するものとし、担当者の指示に従うものとする。
- 4 受託者は、契約締結後速やかに、業務工程表及び点検者に係る消防設備士免状の写しを担当者に提出すること。
- 5 点検者は点検のため知事公舎等の業務実施場所に立ち入る時は、担当者に申し出て許可を得てから立ち入るものとし、退出する際には後片付けを行い確認を得ること。
- 6 受託者は、点検業務の実施にあたっては、知事公舎等の業務実施場所の勤務者、入居者、並びに外来者に対する危害を防止し、併せて不足の火災発生等についても対応できるよう十分注意すること。
- 7 受託者は、作業時間に制約がある場合には担当者と十分な連絡・打合せを行うこと。
- 8 受託者は、点検の際に機器、部品等の交換が必要と判断される場合には、速やかに担当者に報告すること。
- 9 受託者は、自動火災報知設備等の他の消防用設備と連動する装置の点検を行う場合は、当該消防設備の機能維持を期するため、その設備の保守管理業者と所要の協議を行ったうえで点検を実施すること。
- 10 受託者は、点検のため電源またはスイッチ類を操作したときは、その操作に係る点検が終了した都度電源電圧を確認し、スイッチ類の位置は必ず点検前の正常な位置に復すること。
- 11 受託者は、点検業務が完了したときは、法定の消防用設備等点検結果報告書（点検票添付）を3部作成し、そのうち1部は所轄消防署へ速やかに報告することとし、残り2部及び業務内容別の点検作業写真1部を担当者に提出すること。
- 12 点検業務の従事者は、甲種または乙種消防設備士第1類及び第2類、乙種消防設備士第6類並びに消防設備点検資格者第1種の免状の交付を受けている者とし、点検対象となる消防設備の種類に応じた点検資格者が点検を実施するものとする。
- 13 点検業務の実施に際し、点検者を複数（2名以上）従事させること。
- 14 消火器の設置場所、個数及び配置図は、点検時に貸与するものとする。
- 15 消火器の放射試験（薬剤充填含む）は、担当者の指示による。
- 16 知事公舎等の消防訓練を別途実施するものとし、必要な機材等は受託者が準備するものとする。なお、消防訓練の実施時期は担当者の指示による。
- 17 点検業務の実施時期は、原則として、次のとおりとする。

1回目（機器点検）	6月
2回目（機器点検及び総合点検）	12月

別紙 業務を実施する施設及び所在地

名 称	所 在 地	備 考
知事公館	盛岡市東中野 2 6 - 3 0	
東仙北合同公舎 1 号棟	盛岡市東仙北 1 - 4 - 2 7	
東仙北合同公舎 2 号棟	盛岡市東仙北 1 - 4 - 2 8	
加賀野合同公舎 1 号棟	盛岡市加賀野 4 - 6 - 1	
加賀野合同公舎 2 号棟	盛岡市加賀野 4 - 6 - 2	
上ノ橋合同公舎 1 号棟	盛岡市上ノ橋町 5 - 1 7	
上ノ橋合同公舎 2 号棟	盛岡市上ノ橋町 5 - 1 8	
西青山合同公舎 1 号棟	盛岡市月が丘 2 - 9 - 1	
西青山合同公舎 2 号棟	盛岡市月が丘 2 - 9 - 2	
西青山合同公舎 3 号棟	盛岡市月が丘 2 - 9 - 3	
西青山合同公舎 4 号棟	盛岡市月が丘 2 - 9 - 4	
西青山合同公舎 5 号棟	盛岡市月が丘 2 - 9 - 5	
下米内合同公舎	盛岡市下米内 2 - 6 - 1	
東中野合同公舎	盛岡市東中野町 2 0 - 1、2、3、4	
飯岡合同公舎	盛岡市北飯岡一丁目 5 - 7 0、4 3、6 8	

消火器設置一覧

知事公館							
階	記号	設置場所	製造者	型式番号	規格	製造年	充填年
1階		公舎廊下	ヤマト	23~357	4型	2014年	
1階		公舎廊下	ヤマト	23~357	4型	2014年	
1階		公舎廊下	ヤマト	23~357	4型	2014年	
1階		公館ロビー	ヤマト	23~357	4型	2014年	
1階		公館廊下	ヤマト	23~357	4型	2014年	
1階		ボイラー室	ヤマト	23~341	10型	2014年	
1階		ボイラー室	ヤマト	23~341	10型	2014年	
屋外		地下タンク用	ヤマト	23~341	10型	2014年	
屋外		地下タンク用	ヤマト	23~341	10型	2014年	

東仙北合同公舎1号棟							
階	記号	設置場所	製造者	型式番号	規格	製造年	充填年
1階		101号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
1階		103号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
1階		105号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
2階		201号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
2階		203号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
2階		205号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
3階		301号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
3階		303号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
3階		305号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
屋上		LPボンベ室	ヤマト	23~359	6型	2014年	

東仙北合同公舎2号棟							
階	記号	設置場所	製造者	型式番号	規格	製造年	充填年
1階		101号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
1階		103号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
1階		105号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
2階		201号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
2階		203号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
2階		205号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
3階		301号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
3階		303号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
3階		305号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	

加賀野合同公舎1号棟							
階	記号	設置場所	製造者	型式番号	規格	製造年	充填年
1階		102号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
2階		202号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
1階		104号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
2階		204号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	

加賀野合同公舎2号棟							
階	記号	設置場所	製造者	型式番号	規格	製造年	充填年
1階		105号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
2階		205号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
1階		107号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
2階		207号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	

上ノ橋合同公舎1号棟							
階	記号	設置場所	製造者	型式番号	規格	製造年	充填年
1階		通路	ヤマト	23~359	6型	2014年	
2階		通路	ヤマト	23~359	6型	2014年	

上ノ橋合同公舎2号棟							
階	記号	設置場所	製造者	型式番号	規格	製造年	充填年
1階		通路	ヤマト	23~359	6型	2014年	
2階		通路	ヤマト	23~341	10型	2014年	

西青山合同公舎1号棟							
階	記号	設置場所	製造者	型式番号	規格	製造年	充填年
1階		101号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
2階		201号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
3階		301号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
1階		102号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
2階		202号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
3階		302号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
1階		103号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
2階		203号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
3階		303号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	

西青山合同公舎2号棟							
階	記号	設置場所	製造者	型式番号	規格	製造年	充填年
1階		101号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
2階		201号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
3階		301号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
1階		102号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
2階		202号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
3階		302号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
1階		103号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
2階		203号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
3階		303号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	

西青山合同公舎3号棟							
階	記号	設置場所	製造者	型式番号	規格	製造年	充填年
1階		101号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
2階		201号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
3階		301号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
1階		102号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
2階		202号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
3階		302号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
1階		103号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
2階		203号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
3階		303号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	

西青山合同公舎4号棟

階	記号	設置場所	製造者	型式番号	規格	製造年	充填年
1階		101号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
2階		201号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
3階		301号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
1階		102号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
2階		202号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
3階		302号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
1階		103号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
2階		203号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
3階		303号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	

西青山合同公舎5号棟

階	記号	設置場所	製造者	型式番号	規格	製造年	充填年
1階		101号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
2階		201号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
3階		301号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
1階		102号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
2階		202号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
3階		302号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
1階		103号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
2階		203号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	
3階		303号前	ヤマト	23~359	6型	2014年	

下米内合同公舎1号棟

階	記号	設置場所	製造者	型式番号	規格	製造年	充填年
1階		階段室	ヤマト	23~341	10型	2014年	
2階		階段室	ヤマト	23~341	10型	2014年	

下米内合同公舎2号棟

階	記号	設置場所	製造者	型式番号	規格	製造年	充填年
1階		階段室	ヤマト	23~341	10型	2014年	
2階		階段室	ヤマト	23~341	10型	2014年	

下米内合同公舎3号棟

階	記号	設置場所	製造者	型式番号	規格	製造年	充填年
1階		階段室	ヤマト	23~341	10型	2014年	
2階		階段室	ヤマト	23~341	10型	2014年	

下米内合同公舎4号棟

階	記号	設置場所	製造者	型式番号	規格	製造年	充填年
1階		階段室	ヤマト	23~341	10型	2014年	
2階		階段室	ヤマト	23~341	10型	2014年	

東中野合同公舎1号棟							
階	記号	設置場所	製造者	型式番号	規格	製造年	充填年
1階			ヤマト	23~357	4型	2016年	
1階			ヤマト	23~357	4型	2016年	
1階			ヤマト	23~357	4型	2016年	
2階			ヤマト	23~357	4型	2016年	
2階			ヤマト	23~357	4型	2016年	
2階			ヤマト	23~357	4型	2016年	
3階			ヤマト	23~357	4型	2016年	
3階			ヤマト	23~357	4型	2016年	
3階			ヤマト	23~357	4型	2016年	

東中野合同公舎2号棟							
階	記号	設置場所	製造者	型式番号	規格	製造年	充填年
1階			ヤマト	23~357	4型	2016年	
1階			ヤマト	23~357	4型	2016年	
1階			ヤマト	23~357	4型	2016年	
2階			ヤマト	23~357	4型	2016年	
2階			ヤマト	23~357	4型	2016年	
2階			ヤマト	23~357	4型	2016年	
3階			ヤマト	23~357	4型	2016年	
3階			ヤマト	23~357	4型	2016年	
3階			ヤマト	23~357	4型	2016年	

東中野合同公舎3号棟							
階	記号	設置場所	製造者	型式番号	規格	製造年	充填年
1階			ヤマト	23~357	4型	2016年	
1階			ヤマト	23~357	4型	2016年	
1階			ヤマト	23~357	4型	2016年	
2階			ヤマト	23~357	4型	2016年	
2階			ヤマト	23~357	4型	2016年	
2階			ヤマト	23~357	4型	2016年	
3階			ヤマト	23~357	4型	2016年	
3階			ヤマト	23~357	4型	2016年	
3階			ヤマト	23~357	4型	2016年	

東中野合同公舎4号棟							
階	記号	設置場所	製造者	型式番号	規格	製造年	充填年
1階			ヤマト	23~357	4型	2016年	
1階			ヤマト	23~357	4型	2016年	
1階			ヤマト	23~357	4型	2016年	
2階			ヤマト	23~357	4型	2016年	
2階			ヤマト	23~357	4型	2016年	
2階			ヤマト	23~357	4型	2016年	
3階			ヤマト	23~357	4型	2016年	
3階			ヤマト	23~357	4型	2016年	
3階			ヤマト	23~357	4型	2016年	

飯岡合同公舎1号棟

階	記号	設置場所	製造者	型式番号	規格	製造年	充填年
1階		階段踊り場	ヤマト	23~357	4型	2016年	
1階		階段踊り場	ヤマト	23~357	4型	2016年	
1階		階段踊り場	ヤマト	23~357	4型	2016年	
2階		階段踊り場	ヤマト	23~357	4型	2016年	
2階		階段踊り場	ヤマト	23~357	4型	2016年	
2階		階段踊り場	ヤマト	23~357	4型	2016年	
3階		階段踊り場	ヤマト	23~357	4型	2016年	
3階		階段踊り場	ヤマト	23~357	4型	2016年	
3階		階段踊り場	ヤマト	23~357	4型	2016年	

飯岡合同公舎3号棟

階	記号	設置場所	製造者	型式番号	規格	製造年	充填年
1階		階段踊り場	ヤマト	23~357	4型	2016年	
1階		階段踊り場	ヤマト	23~357	4型	2016年	
1階		階段踊り場	ヤマト	23~357	4型	2016年	
2階		階段踊り場	ヤマト	23~357	4型	2016年	
2階		階段踊り場	ヤマト	23~357	4型	2016年	
2階		階段踊り場	ヤマト	23~357	4型	2016年	
3階		階段踊り場	ヤマト	23~357	4型	2016年	
3階		階段踊り場	ヤマト	23~357	4型	2016年	
3階		階段踊り場	ヤマト	23~357	4型	2016年	

飯岡合同公舎5号棟

階	記号	設置場所	製造者	型式番号	規格	製造年	充填年
1階		階段踊り場	ヤマト	23~357	4型	2016年	
1階		階段踊り場	ヤマト	23~357	4型	2016年	
1階		階段踊り場	ヤマト	23~357	4型	2016年	
2階		階段踊り場	ヤマト	23~357	4型	2016年	
2階		階段踊り場	ヤマト	23~357	4型	2016年	
2階		階段踊り場	ヤマト	23~357	4型	2016年	
3階		階段踊り場	ヤマト	23~357	4型	2016年	
3階		階段踊り場	ヤマト	23~357	4型	2016年	
3階		階段踊り場	ヤマト	23~357	4型	2016年	

飯岡合同公舎倉庫

階	記号	設置場所	製造者	型式番号	規格	製造年	充填年
屋外		1・3号倉庫	ヤマト	23~357	4型	2014年	
屋外		1・3号倉庫	ヤマト	23~357	4型	2014年	
屋外		1・3号倉庫	ヤマト	23~357	4型	2014年	
屋外		5号倉庫	ヤマト	23~357	4型	2016年	
屋外		5号倉庫	ヤマト	23~357	4型	2016年	

明細書1

名称	規格寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
(1)知事公館						
【消火器】						
ア.機器点検	6月1回(年2回)					
粉末消火器4型		5	本			
粉末消火器10型		4	本			
イ.放射試験						
粉末消火器10型	薬剤充填含む	0	本			
(1)の計						
(2)東仙北合同公舎						
【消火器】						
ア.機器点検	6月1回(年2回)					
粉末消火器6型		19	本			
イ.放射試験						
粉末消火器6型	薬剤充填含む	0	本			
(2)の計						
(3)加賀野合同公舎						
【消火器】						
ア.機器点検	6月1回(年2回)					
粉末消火器6型		8	本			
イ.放射試験						
粉末消火器6型	薬剤充填含む	0	本			
(3)の計						
(4)上ノ橋合同公舎						
【消火器】						
ア.機器点検	6月1回(年2回)					
粉末消火器6型		3	本			
粉末消火器10型		1	本			
イ.放射試験						

明細書2

名称	規格寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
粉末消火器10型	薬剤充填含む	0	本			
(4) の計						
(5)西青山合同公舎						
【 消火器 】						
A.機器点検	6月1回(年2回)					
粉末消火器6型		45	本			
I.放射試験						
粉末消火器6型	薬剤充填含む	0	本			
(5) の計						
(6)下米内合同公舎						
【 消火器 】						
A.機器点検	6月1回(年2回)					
粉末消火器10型		8	本			
I.放射試験						
粉末消火器10型	薬剤充填含む	0	本			
(6) の計						
(7)東中野合同公舎						
【 消火器 】						
A.機器点検	6月1回(年2回)					
粉末消火器4型		36	本			
I.放射試験						
粉末消火器4型	薬剤充填含む	0	本			
(7) の計						
(8)飯岡合同公舎						
【 消火器 】						
A.機器点検	6月1回(年2回)					
粉末消火器4型		32	本			

3 簡易専用水道施設検査業務仕様書

1 本検査の受検施設

- | | |
|------------------|---------------------|
| (1) 東中野合同公舎 | 盛岡市東中野町20 |
| (2) 西青山合同公舎1～3号棟 | 岡市月ヶ丘2-9 |
| (3) 西青山合同公舎4・5号棟 | 盛岡市月ヶ丘2-9 |
| (4) 東仙北合同公舎1号棟 | 盛岡市東仙北1-4-27 |
| (5) 飯岡合同公舎 | 盛岡市北飯岡一丁目5-70、43、68 |

2 業者選定条件

本検査は、水道法第34条の2第2項の規定により、地方公共団体の機関または厚生労働大臣の指定するものが行なうものであり、本県において登録している業者であること。

3 県内登録業者（参考）

一般社団法人 岩手県薬剤師会 （検査センター）盛岡市上堂3-17-37
Tel019-641-4401

簡易専用水道検査依頼書

年 月 日

一般社団法人
岩手県薬剤師会 検査センター 様

住 所
名 称
電話番号

水道法第34条の2第2項の規定による検査を依頼します。

記

1 本検査の受検施設

- | | |
|------------------|---------------------|
| (1) 東中野合同公舎 | 盛岡市東中野町20 |
| (2) 西青山合同公舎1～3号棟 | 盛岡市月が丘2-9 |
| (3) 西青山合同公舎4・5号棟 | 盛岡市月が丘2-9 |
| (4) 東仙北合同公舎1号棟 | 盛岡市東仙北1-4-27 |
| (5) 飯岡合同公舎 | 盛岡市北飯岡1丁目5-70、43、68 |

2 検査期間

令和 年 3月15日限り

4 自動火災報知設備等保守業務仕様書

- 1 この仕様書は、消防用設備の機能を最良の状態に維持するための保守点検の概要を示すものであり、消防関係法令・電気設備技術基準に準拠して、県の指示に従い責任を持って保守業務にあたるものとする。
- 2 業務場所及び設備名
別表に記載
- 3 保守業務内容
 - (1) 別添積算書に示す設備について、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検表の様式を定める件」（昭和50年10月16日 消防庁告示第14号、昭和55年9月29日 消防庁告示第8号）に従い点検を行い、報告書を作成する。
 - (2) 点検の際、清掃を行う。
 - (3) 結露等により水分が浸入する恐れのある箇所及び県が指示した箇所については、本体を取り外して点検する。
 - (4) 予備品の補充を行う。
 - (5) 契約期間中に非火災報・障害故障が生じた場合、原因調査を行う。
 - (6) 保守点検に要する消耗品は受託者の負担とし、維持管理上、当然実施しなければならないものは勿論、子細な部分で記載なき事項でも当然付帯のものは、管理業務担当者（以下、「担当者」という。）の指示に従い契約金の範囲内で実施する。
- 4 点検実施時期

機器点検	6月
機器・総合点検	12月
- 5 保守点検の方法は予め県と打合せ、承認を受けて実施する。
特に不意の発鈴により、職員・入居者・外来者に不安をおこさせることもあるため前もって周知させておくこと。
- 6 受託点検保守員は甲種消防設備士第4類又は乙種消防設備士第4類及び同第7類、若しくは第2種消防設備点検資格者の資格を持つ者でなければならない。
また、1名は電気工事士の資格を併せ持つ者であること。
- 7 点検には点検保守員を2名以上従事させること。
- 8 保守業務上の一般注意事項
 - (1) 点検中にも火災の信号があるかもしれないことを念頭において点検する。
 - (2) 障害故障または修理のため、装置の一部または全部の機能を停止しようとするとき、若しくは停止したときは、直ちにその旨を担当者に連絡すること。
 - (3) 保守点検に要する消耗品は、概ね次の通りとする。
ウエス、洗剤、ヒューズ、ランプ、ステッフル、スリーブ、端子、記録用紙
 - (4) 点検時、担当者が示した図面に対して相違点があった場合は報告すること。

別表

公 所 名	場 所	設 備 名
知事公館・公舎	盛岡市東中野町26-30	自動火災報知設備 ガス漏れ警報設備 漏電火災警報設備
東仙北合同公舎	盛岡市東仙北1-4-27~28	誘導灯・誘導標識設備 避難はしご
加賀野合同公舎	盛岡市加賀野4-6-1~2	誘導灯・誘導標識設備
西青山合同公舎	盛岡市月が丘2-9-1~5	誘導灯・誘導標識設備
上ノ橋合同公舎	盛岡市上ノ橋町5-17~18	誘導灯・誘導標識設備
下米内合同公舎	盛岡市下米内2-6	誘導灯・誘導標識設備
東中野合同公舎	盛岡市東中野町20-1~4	誘導灯・避難はしご

労務単価 A 円

① 自動火災報知設備

機器名(項目)	数量	機器点検			機器・総合点検		
		歩掛 B	単価(A*B)	金額	歩掛 B	単価(A*B)	金額
①合計							

② 防火扉制御設備

機器名(項目)	数量	機器点検			機器・総合点検		
		歩掛 B	単価(A*B)	金額	歩掛 B	単価(A*B)	金額
②合計							

③ 誘導灯・誘導標識設備

機器名(項目)	数量	機器点検			機器・総合点検		
		歩掛 B	単価(A*B)	金額	歩掛 B	単価(A*B)	金額
誘導灯	42						
誘導標識	6						
③合計							

④ ガス漏れ警報設備

機器名(項目)	数量	機器点検			機器・総合点検		
		歩掛 B	単価(A*B)	金額	歩掛 B	単価(A*B)	金額
④合計							

⑤ 漏電火災警報設備

機器名(項目)	数量	機器点検			機器・総合点検		
		歩掛 B	単価(A*B)	金額	歩掛 B	単価(A*B)	金額
⑤合計							

⑥ 非常放送設備

機器名(項目)	数量	機器点検			機器・総合点検		
		歩掛 B	単価(A*B)	金額	歩掛 B	単価(A*B)	金額
⑥合計							

⑦ 避難器具

機器名(項目)	数量	機器点検			機器・総合点検		
		歩掛 B	単価(A*B)	金額	歩掛 B	単価(A*B)	金額
避難はしご(金属) 2階	4						
避難はしご(金属) 3階	4						
0				0	0		0
⑦合計							0

5 職員公舎点検業務仕様書

- 1 業務名 職員公舎点検業務
- 2 業務場所 別表のとおり
- 3 対象施設 別表のとおり
- 4 業務内容 建築基準法第 12 条第 2 項・4 項（平成 17 年 6 月 1 日施行）による建築物等の定期点検業務、及び官公庁施設の建設に関する法律第 12 条に基づく点検業務
- 5 提出成果品
提出成果品は次のとおりとする。

成 果 品	様 式
1 指摘事項総括表	
2 各職員公舎表紙	
3 保全台帳	
(1) 建築物等の概要(1)	様式 1 (その 1)
(2) 建築物等の概要(2)	様式 1 (その 2)
(3) 点検及び確認記録 (総括表)	様式 2 (その 1)
(4) 点検及び確認記録 (総括表)	様式 2 (その 2)
(5) 修繕履歴	様式 3
4 確認シート	
5 点検結果図	点検様式 1 - 3
6 関係写真	
7 建築基準法に基づく定期点検記録	
(1) 定期点検記録 (敷地及び構造)	点検様式 1 - 1
(2) 点検記録表 (敷地及び構造)	点検様式 1 - 2
(3) 定期点検記録 (建築設備等)	点検様式 3 - 1
(4) 点検記録表 (換気設備)	点検様式 3 - 2 - 1
(5) 点検記録表 (非常用の照明装置)	点検様式 3 - 2 - 3
(6) 点検記録表 (給水設備及び排水設備)	点検様式 3 - 2 - 4
(7) 点検記録 (防火設備)	点検様式 4 - 1
(8) 点検記録表 (防火設備)	点検様式 4 - 2
8 官公庁施設の建設等に関する法律に基づく確認用チェックシート	
(1) 確認用チェックシート	
※ 1 指定様式により提出すること。(様式の電子データは発注者より提供) 2 電子データの保存形式は、Word、Excel、JW-cad とすること。	

6 目的及び対象部位

(1) 目的

建築設備について、資格者による損傷、腐食その他の劣化の状況の定期点検を実施し、維持保全の適正化及び安全対策の強化を図ること。

- (2) 対象設備
 - ① 排煙設備
 - ② 換気設備
 - ③ 非常用照明設備
 - ④ 給排水及び排水設備
 - ⑤ 防火設備

7 実施者（資格者）

以下のいずれかの資格を有する者であること。

- (1) 一級建築士
 - (2) 二級建築士
 - (3) 建築物調査員及び建築設備検査員
- ※ (1)及び(2)は建築士事務所に所属する者であること

8 調査方法

- (1) 国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課 保全指導室監修）に基づいて実施すること。
- (2) 既存の図面及び現地調査を行い、指定の様式により報告書を作成する。

9 実施方法

- (1) 事前に点検予定表を作成し、職員公舎管理担当と協議の上、許可を得てから実施すること。
- (2) 事前に必要な図面及びその他の資料は、県に連絡を取り準備すること。
- (3) 調査は、2名以上の有資格者が同時又は個別に調査を行い、照合を経た上で点検表に記入すること。

10 点検事項及び報告書

- (1) 該当する部位、設備等が無い項目については適用しないものであること。
- (2) 指定様式により報告書を作成すること。

11 その他

- (1) 次に挙げる費用は受託者の負担とする。
 - ア 点検に必要な工具類、測定器具及び消耗品
 - イ 受託者の責に帰すべき施設、設備の破損及び汚損等の復旧
- (2) 本仕様書以外の事項については協議して定めるものとする。

別表

R4.4.1 現在

No.	施設名	住所	新築	増改築	2戸1改修	経過年数	構造	延床面積	点検対象		備考
									建築物	建築設備	
1	上ノ橋合同公舎1号棟	盛岡市上の橋町5-18	H1.3.27			33	RC	408.11		○	
2	上ノ橋合同公舎2号棟	盛岡市上の橋町5-17	H1.3.27			33	RC	458.15		○	
3	山岸1～2号公舎	盛岡市山岸2丁目1-2	S49.11.5	H5.9.30		28	RC	169.06		○	※法令上の対象ではないが、準じて点検することとする。
4	山岸3～4号公舎	盛岡市山岸2丁目1-4	S49.11.5	H5.9.30		28	RC	169.06		○	
5	山岸5～6号公舎	盛岡市山岸2丁目1-6	S49.11.5	H5.9.30		28	RC	169.06		○	
6	山岸7～8号公舎	盛岡市山岸2丁目1-8	S49.11.5	H5.9.30		28	RC	169.06		○	
7	加賀野合同公舎1号棟	盛岡市加賀野4丁目6-1	S57.3.25			40	RC	566.16		○	
8	加賀野合同公舎2号棟	盛岡市加賀野4丁目6-2	S57.3.25			40	RC	451.92		○	
9	東仙北合同公舎1号棟	盛岡市東仙北1丁目4-27	S60.3.25			37	RC	1,319.76		○	
10	東仙北合同公舎2号棟	盛岡市東仙北1丁目4-28	H7.3.24			27	RC	1,319.76		○	
11	西青山合同公舎1号棟	盛岡市月が丘2丁目9-1	S38.9.7	S63.10.31	H6.3.31	28	RC	791.04		○	
12	西青山合同公舎2号棟	盛岡市月が丘2丁目9-2	S38.9.7	S63.10.31	H6.3.31	28	RC	790.30		○	
13	西青山合同公舎3号棟	盛岡市月が丘2丁目9-3	S40.8.1	H5.3.31	H6.3.31	28	RC	789.99		○	
14	西青山合同公舎4号棟	盛岡市月が丘2丁目9-4	S41.4.20	H5.3.31	H6.3.31	28	RC	789.99		○	
15	西青山合同公舎5号棟	盛岡市月が丘2丁目9-5	S41.4.20	H5.3.31	H6.3.31	28	RC	789.99		○	
16	東中野合同公舎1号棟	盛岡市東中野町20-1	S42.6.20	H14.3.31		20	RC	796.68		○	
17	東中野合同公舎2号棟	盛岡市東中野町20-2	S42.6.20	H15.3.31		19	RC	796.68		○	
18	東中野合同公舎3号棟	盛岡市東中野町20-3	S43.5.25	H13.3.31		21	RC	796.68		○	
19	東中野合同公舎4号棟	盛岡市東中野町20-4	S43.5.25	H16.3.31		18	RC	796.68		○	
20	飯岡合同公舎1号棟	盛岡市北飯岡1丁目5-70	S44.7.11	H11.2.28		23	RC	796.68		○	
21	飯岡合同公舎3号棟	盛岡市北飯岡1丁目5-43	S46.1.19	H12.3.31		22	RC	796.68		○	
22	飯岡合同公舎5号棟	盛岡市北飯岡1丁目5-68	S46.1.19	H13.3.31		21	RC	796.68		○	
23	下米内合同公舎	盛岡市下米内2丁目6-1	H10.3.31			24	RC	1,379.47		○	
合計								16,107.64			

6 温水ボイラー等定期点検整備業務仕様書

- 1 本仕様書は、温水ボイラー等定期点検整備業務に適用する。
- 2 業務を実施する施設及び所在地は、次のとおり。

名 称	所 在 地	温水ボイラー型式	系統名
知事公館	盛岡市東中野 2 6 - 3 0	昭和鉄工(株) SKTE-300	暖房用

- 3 点検・整備作業の際に必要な機材工具類、交換が必要となるパッキン、シール、ヒューズ類、ランプ類等の消耗品は本業務に含むものとする（但し消耗品のうちランプ類、ヒューズ類は支給部品を使用するものとする）。なお、点検の結果、機能等に異常・劣化がある場合及び機器・部品等の交換が必要と判断される場合には、速やかに管理業務担当者（以下「担当者」という。）に報告すること。
- 4 受託者は、契約締結後速やかに、業務工程表を担当者に提出すること。
- 5 作業開始前及び作業終了時には、その旨を担当者に連絡すること。
- 6 作業終了時には、その都度作業場所並びに周囲の清掃を実施すること。
- 7 作業終了時には、翌日に機器が正常に機能するように十分に確認すること。
- 8 業務は点検・整備作業及び運転調整作業とする。
- 9 暖房運転開始前までに点検・整備作業を終了するものとし、暖房運転開始後に各機器の運転調整作業を実施するものとする。
- 10 作業終了後、報告書 2 部、写真帳 1 部を作成し、担当者に提出すること。
- 11 点検・整備項目及び点検・整備機器の機種、性能及び台数は、別紙 1 のとおり。
- 12 業務の実施者は、別紙 2 によること。

別紙1 点検・整備項目

1 鋼板製温水ボイラー整備

(1) ボイラー本体の整備

- ① ボイラー炉内伝熱面をワイヤーブラシ、スクレッパー、布等で清掃すること。
- ② ボイラー内面（水側）の汚れのブラシ掛け、水洗い清掃をすること。
- ③ ボイラー煙導の盲板を取り外し、内部清掃をすること。
- ④ オイルバーナーのバーナーチップは交換すること。

(2) ボイラー付属品の整備

- ①水高温度計及び逃がし弁感震器等付属品の点検整備をすること。
- ②電気防食装置の清掃点検調整をすること。

(3) オイルバーナー点検清掃

- ①バーナー本体及び着火装置の清掃点検整備をすること。
- ②燃焼自動制御装置の点検調整をすること。
- ③燃料フィルターの清掃整備及び燃焼室の点検整備をすること。

2 温水循環ポンプ

(1) 基礎・固定部の配管支持状況

- ・固定金具、固定ボルトの緩み、変形、腐食等の有無。緩みがある場合は増締め。
- ・防振装置の変形、劣化の有無。

(2) 本体

- ・グラウンド漏れが正常であることを確認。漏れが多い場合は調整。
- ・シェルの結露水、グラウンド漏れ等の排水が排水管に流れていることを確認。
- ・腐食、損傷及び水漏れの有無。
- ・運転電流が定格電流以下であることを確認。
- ・ポンプ内の吸込圧力及び吐出圧力が許容範囲内にあることを確認。

(3) 電動機

- ・腐食及び損傷の有無。
- ・円滑に回転することを確認。
- ・回転方向が正回転であることを確認。
- ・絶縁抵抗を測定し、その値が1MΩ以上であることを確認。

3 オイルギヤポンプ

(1) 基礎・固定部の配管支持状況

- ・固定金具、固定ボルトの緩み、変形、腐食等の有無。緩みがある場合は増締め。
- ・防振装置の変形、劣化の有無。

(2) 本体

- ・グラウンド漏れが正常であることを確認。漏れが多い場合は調整。
- ・腐食、損傷及び水漏れの有無。
- ・運転電流が定格電流以下であることを確認。

- ・ポンプ内の吸込圧力及び吐出圧力が許容範囲内にあることを確認。

(3) 電動機

- ・腐食及び損傷の有無。
- ・円滑に回転することを確認。
- ・回転方向が正回転であることを確認。
- ・絶縁抵抗を測定し、その値が1MΩ以上であることを確認。

4 点検・整備機器の機種、性能及び台数

①鋼板製温水ボイラー

番号	記号	定格能力	設置場所	系統名	メーカー及び型式
1		350kW	ボイラー室	暖房用	昭和鉄工(株) SKTE-300

②温水循環ポンプ

番号	記号	能力	系統名	メーカー及び型式
1	PH1	φ × 0.75kw	暖房用	(株)テラルキョクトウ LP-40A-5.75
2	PH2	φ × 0.4kw	〃	(株)テラルキョクトウ LP-40A-5.75

③オイルギヤポンプ

番号	記号	能力	設置場所	メーカー及び型式
1		32 φ × 0.4kw	1階機械室	(株)テラルキョクトウ LP-40A-5.75
2		32 φ × 0.4kw	1階機械室	(株)テラルキョクトウ LP-40A-5.75

別紙 2

1 業者選定条件

- (1) 当該製品は昭和鉄工(株)製であるが、当該メーカー製品取扱い業者以外が参加した場合、機器のトラブル発生の原因ともなること。
- (2) 機器に精通した技術員が点検整備にあたる必要があること。
- (3) 点検整備の結果、不良箇所等が発見された場合、部品調達や修理等が迅速、確実に行なわれなければならないこと。
- (4) 試運転調整は温水ボイラー単独で行なうものではなくポンプ等の各機器を含めた空調設備として行なうため、各機器毎に点検委託した場合、工程調整等が困難になる。また、試運転調整段階において故障が発生した場合、責任の所在が不明確となる恐れが強いこと。

2 県内の業者（参考）

有限会社 三協ボイラー商会

〒020-0839 盛岡市津志田南3-10-15 TEL019-638-8111（代）

有限会社 岩昭機工

〒028-3621 紫波郡矢巾町大字広宮沢10-520-10 TEL019-638-2710

7 空調設備定期点検整備業務仕様書

- 1 本仕様書は、空調設備定期点検整備業務に適用する。
- 2 業務を実施する庁舎名及び所在地は次のとおり。

名 称	所 在 地	備 考
岩手県知事公館及び公舎	盛岡市東中野町26-30	

- 3 点検・整備作業の際に必要な機材工具類、交換が必要となるパッキン、シール、ヒューズ類、ランプ類等の消耗品は本業務に含むものとする（但し消耗品のうちランプ類、ヒューズ類は支給部品を使用するものとする）。なお、点検の結果、機能等に異常・劣化がある場合及び機器・部品等の交換が必要と判断される場合には、速やかに管理業務担当者（以下、「担当者」という。）へ報告すること。
- 4 受託者は、契約締結後速やかに、担当者へ業務工程表を提出すること。なお、当初予定の作業工程を変更する必要がある場合並びに作業時間に制約がある場合には、庁舎使用者と十分な連絡・打合せを行うものとし、その結果を管財課の担当者まで報告すること。
- 5 作業終了時には、その都度作業場所並びに周囲の清掃を実施すること。
- 6 作業終了時には、翌日に機器が正常に機能するように十分に確認すること。
- 7 業務は点検・整備作業及び運転調整作業とする。
- 8 冷房及び暖房運転時に併せて点検・整備作業及び各機器の運転調整作業を実施するものとする。
- 9 作業終了後、報告書2部、写真帳1部を作成し、担当者に提出すること。
- 10 点検・整備項目及び点検・整備機器の機種、性能及び台数は、別紙1のとおり。
- 11 業務の実施者は、別紙2によること。

別紙1 点検整備項目

1 夏期点検

(1) 空調機

- ① 本体内外面の清掃
- ② 本体各部の点検及びシグ類の増締め
- ③ 軸受のグリスアップ
- ④ 熱交換コイルの点検清掃
- ⑤ 送風機羽根車の清掃
- ⑥ Vベルトの点検及び調整
- ⑦ エアフィルターの清掃
- ⑧ 各種配管の点検

(2) 圧縮機

- ① 凝縮器, モーター, 膨張弁の点検
- ② 高低圧スイッチの作動点検及び調整
- ③ モーター, クランクケースヒーター及び制御回路の絶縁抵抗測定並びに運転電圧・電流測定
- ④ 冷媒, 冷却水の漏れ調査及び冷却水量, 水圧の調整

(3) クーリングタワー

- ① 本体及び充填物の点検清掃
- ② 冷却水循環ポンプの点検
- ③ 冷却水量の調節
- ④ 冷却水分析 (レジオネラ属菌の検査)

2 冬期点検

- ① 冷凍機冷媒のポンプダウン
- ② クーリングタワー及び冷却水配管の水抜き

3 点検・整備機器の機種, 性能及び台数

<p>1 知事公館</p> <p>(1) 水冷式パッケージ空調機1台</p> <ol style="list-style-type: none">① 冷房能力: 80,000 kcal/h② 暖房能力: 120,000 kcal/h③ 送風量: 300 m³/min④ 圧縮機: 22kW×200V×1⑤ 機種: (株)東芝PDW-305 <p>(2) クーリングタワー-1台</p> <ol style="list-style-type: none">① 冷却能力: 117,000 kcal/h② 水量: 390l/h③ 送風量: 230 m³/min④ 機種: (株)東芝RCT-306N	<p>2 知事公舎</p> <p>(1) 水冷式パッケージ空調機1台</p> <ol style="list-style-type: none">① 冷房能力: 63,000 kcal/h② 暖房能力: 90,000 kcal/h③ 送風量: 300 m³/min④ 圧縮機: 5.5kW×200V×3⑤ 機種: 三菱電機(株)PF-25, D <p>(2) クーリングタワー-1台</p> <ol style="list-style-type: none">① 冷却能力: 78,000 kcal/h② 水量: 260l/h③ 送風量: 123 m³/min④ 機種: (株)東芝RCT-206N
--	--

別紙 2

1 業者選定条件

- (1) 設備保全責任の一貫性を保つことが、設備の保守管理上望ましいこと。
- (2) 知事公館・知事公舎という特殊性かつ重要性の高い建物の空調設備点検であり、当該設備に精通していること。

2 県内の業者（参考）

有限会社 岩昭機工

〒028-3621 紫波郡矢巾町大字広宮沢10-520-10 TEL 019-638-2710

8 空調自動制御設備定期点検整備業務仕様書

1 本仕様書は、空調自動制御設備定期点検整備業務に適用する。

2 業務を実施する施設及び所在地は、次のとおり。

名 称	所 在 地	備 考
知事公館及び知事公舎	盛岡市東中野町 2 6 - 3 0	

3 業務は点検・整備作業及び運転調整作業とする。

4 点検・整備作業の際に必要な機材工具類、交換が必要となるヒューズ類、ランプ類等の消耗品及びプラグ式の小型汎用リレー等は本業務に含むものとする。

なお、点検の結果、機能等に異常・劣化がある場合及び機器・部品等の交換が必要と判断される場合には、速やかに管理業務担当者（以下「担当者」という。）に報告すること。

5 冷房及び暖房運転開始前までに点検・整備作業を終了するものとし、冷房及び暖房運転開始後に各機器の運転調整作業を実施するものとする。

6 本業務の実施時期に空調設備等の点検業務も実施するので、効率的に作業を進めるため、担当者の下に綿密な協議を行うものとする。

7 点検・整備は、その内容に応じ、年 2 回実施するものとする。

8 受託者は、契約締結後速やかに、業務工程表を担当者に提出すること。

9 作業開始前及び作業終了時には、その旨を担当者に申し出ること。

10 作業終了時には、使用した機材工具類等は速やかに撤去し、その都度作業場所並び周囲の清掃を実施すること。

11 作業終了時には、翌日に機器が正常に機能するように十分に確認すること。

12 作業にあたっては、作業場所、機器等の損傷及び支障を及ぼさないように、事前に必要な措置を講ずること。

13 作業終了後、報告書 2 部、写真帳 1 部を作成し、担当者へ提出すること。

14 点検・整備項目及び機器の機種等は、別紙 1 のとおり。

15 業務の実施者は、別紙 2 によること。

別紙 1

1 点検・整備項目

- (1) 検出部、調整部（温湿度調節器・各種リレー）
 - ① 塵埃の清掃
 - ② コイル抵抗の測定
 - ③ 電気接続部、接点の点検及び清掃
 - ④ 稼働部の動作、応作、磨耗、損傷及び劣化の点検
 - ⑤ 感度調節、測定制御値の調整
 - ⑥ 入出力電流の測定
 - ⑦ 接地の点検
 - ⑧ その他必要な事項
- (2) 操作部
 - ① 作動範囲及び作動時間の点検調整
 - ② 電気接続部、接点の点検
 - ③ ネジ類及びスプリングの増締め
 - ④ 磨耗、損傷の点検
 - ⑤ 漏洩点検
 - ⑥ その他必要な事項
- (3) 監視装置部
 - ① 各機器の起動、停止確認
 - ② 故障、警報表示の確認
 - ③ 各機器との連動点検及び調整
 - ④ 温度、ダンパー開度設定の点検調整
 - ⑤ 各種監視項目の確認等
 - ⑥ その他必要な事項

2 点検・整備を実施する機種等

- (1) 空調自動制御機器 一式
 - ① 知事公館系統PAC(ACP-1)
 - ② 知事公舎系統PAC(ACP-2)
 - ③ 貯油槽系統等
- (2) 中央監視装置 一式

別紙 2

1 業者選定条件

- (1) 当該空調自動制御設備は、交流 24V による電子式温湿度制御（現場・遠隔設定併用）及び記録装置並びにダンパー制御等のシステムを有している。これらは相互に関連した多数の機器により複雑なシステムとなっているため、機器及びシステム全般に精通した技術者による点検・整備が必要である。
- (2) 当該設備は、設置以降度々改修及び改造を実施しており、さらに複雑化している。このため、改修の内容等を熟知している者でなければ迅速確実な作業は期待できない。
- (3) 設備保全一貫性を保つことが、設備の保守管理上望ましい。

2 業者名（参考）

株式会社 オーテック

東京都江東区東陽 2-4-2

（県内営業所）

株式会社 オーテック システム事業部盛岡営業所

盛岡市長田町 1-4-30 文珠ビル 2F TEL 019-624-6931

9 機械警備業務仕様書

I 警備業務

第1 警備の対象は、次のとおりとする。

- (1) 所在地 盛岡市東中野町 26 番 30 号
- (2) 対象物 知事公館（知事公舎含む）

第2 警備の内容は次のとおりとする。

- (1) 盗難及び不良行為の予防もしくは早期発見
- (2) 事故確知時における、被害の拡大防止及び関係機関への通報、連絡
- (3) 事故報告書の提出

第3 警備担当時間は、終日とする。

第4 警備実施期間は、第3の警備担当時間内において、乙が警備対象物を使用する者からの警報装置作動開始の信号を受けたときに始まり、警報装置作動解除の信号を受けたときに終わる間の時間とする。

第5 乙は、本業務遂行のための装置を次により設置する。

- (1) 熱感知方式による警報装置
- (2) 警備対象物の既設電話回線を用い、前号の警報装置の作動を自動的に送信する警報装置
- (3) 前各号の警報装置の正常作動を自動的に確認し得るに必要な装置（以下「確認装置」という。）
- (4) 装置の作動開始及び作動解除の信号を送信する装置（以下「作動装置」という。）

2 乙は、乙の事務所に前項各号の装置からの警報を自動的に受信する警報受信装置を設置する。

第6 乙は、警備実施期間中、警備対象物の異常を間断なく監視するとともに、異常事態に、直ちに現場における警備員による事実の確認、その他の必要な措置が講じられるようにするために必要な数の警備員、待機所（警備員の待機する施設をいう。）及び車両その他の設備を適正に配置しなければならない。

第7 警備開始時における装置の取扱いは、次によるものとする。

- (1) 警備対象物を使用する者は、防火、防犯その他の事故防止上必要な処置をなし、確認装置により各警報機器のセット状況を確認のうえ、作動装置を操作し、ON（警戒）の状態にセットする。
- (2) 乙は、警備対象物を使用する者の作動装置の操作により警報受信装置に自動的に表示されるON（警戒）の信号を確認し、警備を開始する。

2 警備終了後における設備の取扱いは、次によるものとする。

- (1) 警備対象物を使用する者は、作動装置を操作し、OFF（解除）の状態にセットする。
- (2) 乙は、警備対象物を使用する者の作動装置の操作により警報受信装置に自動的に表示されるOFF（解除）の信号を確認し警備を終了する。

第8 乙は、警備受信装置により警備対象物に異常事態が発生したことを確知したときは、直ちに警備員を現場に派遣し、異常内容を確認するとともに事態の拡大防止に当たり、その状況により消防署、警察署及び甲があらかじめ定めた緊急連絡者へ通報するものとする。

第9 乙は、警備実施期間中に盗難、その他の異常事態が発生したときは、事故報告書を作成し、甲に提出するものとする。

第10 警備実施に必要な鍵は、甲乙相互に貸与し、貸与された鍵はそれぞれが厳重に管理するものとする。

第11 乙は、第5の装置を保守点検し、常に正常な機能を保持するものとする。

第12 甲は、あらかじめ緊急連絡者を定め、乙に対し文書により通知する。

第13 本仕様書に定めのない業務実施に関する協定事項、特約事項は、甲乙協議して文書で取り決めるものとする。

第14 本警備業務の実施に当たり、疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

II 業者選定条件

第1 本警備にあつては、当該警備目的の機密性を保つ必要があることから、不特定多数の者が出入することは保守管理上の問題があり、警備の一貫性を保持する必要がある。また、誤作動等による障害等が生じた場合に責任の所在を明確にするため、他業者に保守点検を行わせるのは適当でないこと。

第2 委託業者の内容が機械警備であることから、変更に際してセキュリティシステム設備の撤去及び新設に要する時間等の問題から、現有設備のシステム所有者と契約することが最も適当と認められること。

第3 選定業者は、知事公館機械警備設置を当初より継続しており、知事公館及び知事公舎の特殊性を熟知し、本警備に精通しているとともに、迅速かつ確実に行っている業者であること。

III 業者名（参考）

セコム株式会社 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
(県内支社)

セコム株式会社 岩手統轄支社

盛岡市茶畑1-17-10 TEL019-626-5111

協 定 事 項

甲及び乙は、本契約を実施するにあたり、以下の事項に同意する。

- 1 甲は、甲の都合により警報機器をオールセットする時刻が 22 時を超える場合は、乙に対し、遅くともその日の 18 時まで、その旨を通知しなければならない。
- 2 甲は、警報機器のセット又は解除ができない場合は、直ちに乙に電話連絡するものとする。
- 3 甲は、所定の時刻より相当前（早出の場合は 07 時 00 分以前）に警報機器を解除する場合は、事前のその旨を乙に通知しなければならない。
- 4 甲は、乙が業務を提供している時間中に契約対象物件に臨時に入場する場合には、事前に乙に対し、入場者の氏名、入場予定時刻及び退出予定時刻等を通知したうえ、警報機器を解除して入場するものとする。退出にあたっては、事前にその旨を乙に通知したうえ、警報機器をオールセットするものとする。
- 5 甲は、休日を変更しようとする場合は、事前に乙に通知しなければならない。
- 6 甲は、警報機器が毀損した場合は、直ちに乙に通知しなければならない。
- 7 甲は、可燃物及び侵入の足場となるおそれのあるものの整理を行うほか、契約対象物件に隣接する建物の増改築その他周囲の状況の変化によりセキュリティプランの変更が必要と認められる場合は、遅滞なく乙に連絡しなければならない。
- 8 甲は、停電、電話回線の不通、警察、消防署からの通知その他乙の業務に関係あると甲において認められる事項を、その都度遅滞なく乙に連絡するものとする。
- 9 甲は、警報装置をセットするときは、契約対象物件について、扉、窓等の施錠、残留者、潜伏者の有無、ガス・水道等の元栓、灰皿等の火気その他を点検し、異常がないことを確認するものとする。
- 10 前項に定める異常の有無の確認の懈怠により、甲に警報機器のセット前からの潜入、潜伏者による盗難、破壊その他の損害が生じたときは、乙はその損害につき賠償の責任を負わないものとする。
- 11 甲は、現金、貴重品の保管については金融機関の夜間金庫を有効に利用するものとし、契約対象物件内での保管は極力避けるものとする。止むを得ずこれらを契約対象物件内に保管する場合は、可能な限り小額にとどめるものとし、金庫又はキャビネット内に保管し必ず施錠するものとする。この場合、ダイヤルは必ず 3 回以上まわし、鍵、ダイヤル表を持ち帰るものとする。
- 12 甲は、消火器を定期的に点検するとともに、防火設備の周辺を常に整理し、消火器、防火設備の使用に支障をきたさないようにしなければならない。

- 13 契約対象物件内に改善を要する不完全箇所がある場合、甲は、速やかに所要の措置をとるものとする。
- 14 甲は、乙の業務提供に必要な最終出入口その他の箇所の鍵それぞれ2組を、その費用負担で複製し乙に貸与するものとする。
- 15 乙は、業務遂行に必要な範囲において契約対象物件内の甲の電話を使用することができるものとする。
- 16 甲乙間で本契約対象物件に関し別途業務請負契約を締結している場合において、乙の過失により生じた甲の損害については、当該損害の原因が一連のものであるときはすべて一事故として扱うものとし、各々の契約書の補償条項は重複して適用せず本契約書の補償条項のみを適用する。
- 17 立体警戒又は面警戒センサーを設置したエリアの造作変更、レイアウト変更を行う場合は、甲は事前に乙に連絡し、立体警戒又は面警戒センサーの設置要領の検討を求めなければならない。乙は、甲の任意による変更により発生した損害については、一切責任を負わないものとする。
- 18 グラスガードセンサーが設置されているガラス部分が解除中に破壊されたときは、甲は直ちに乙に連絡しなければならない。連絡がなく当該破壊部分に起因して損害が発生した場合、乙は一切責任を負わないものとする。
- 19 部分解除装置を設置した場合、甲による部分解除装置（SPD）の操作により部分解除がなされている間に発生した損害については、乙は一切責に任じないものとする。その操作過誤又は不正操作に起因する損害についても同様とする。
- (2) 部分解除装置操作のための暗証番号は甲の責任で管理されるものとし、甲の事由によりこれを変更する場合（部分解除装置の取替えを含む。）は、これに要する費用はすべて甲の負担とする。
- 20 甲に損害が発生した場合において、当該損害が警報機器設置箇所以外で発生した場合又は警報機器の機能外で発生した場合は、乙の責任外とする。
- 21 甲は、乙の提供する業務の性質に鑑み、屋外に所在する甲の財物について発生した損害については、乙に対し一切損害賠償請求を行わないものとする。
- 22 甲及び乙は、本契約の締結及び実施にあたり知り得た相手方の機密事項を第三者に漏洩してはならない。
- 23 乙の契約対象物件における火災の有無の確認は、乙がその出入口の鍵の預託を受けていない施錠された部屋については、外部よりの確認を限度とする。
- 24 上記のほか、特別に協定すべき事項が発生したときは、その都度甲乙協議のうえ、文書をもって取決めるものとする。